

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：東讃建設株式会社
- 業者の住所：香川県高松市鶴市町573-4
- 2 指名停止措置期間：令和8年8月10日から令和8年10月9日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：香川県 徳島県 高知県 愛媛県
- 4 事実概要
- 同社は、香川県発注の特定土木一式工事において、受注機会の均等化及び受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨を合意した行為が、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和8年6月25日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の対象となる違反事業者として公表されたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の3

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～2 略	
(独占禁止法違反行為)	
3 部局の所在する都道府県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第10号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2か月以上9か月以内
4～14 略	